

新潟県条例第7号

職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例

職員の特別ほう賞金に関する条例（昭和47年新潟県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<u>職員の特別褒賞金に関する条例</u>	<u>職員の特別ほう賞金に関する条例</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、職員に対する <u>特別褒賞金</u> の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、職員に対する <u>特別ほう賞金</u> の授与に関し、必要な事項を定めるものとする。
(職員の範囲)	(職員の範囲)
第2条 この条例で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 新潟県に勤務する職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する者、同条第3項に規定する者（常勤のものに限る。）及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する者 (2) (略)	第2条 この条例で「職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。 (1) 新潟県に勤務する職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する者、同条第3項に規定する者（常勤のものに限る。）、 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）附則第8条に規定する者</u> 及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する者 (2) (略)
(特別褒賞金の授与基準)	(特別ほう賞金の授与基準)
第3条 知事は、職員が職務上で生命又は身体の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより死亡し、障害の状態となり、疾病にかかり、又は負傷した場合において、特に功労があると認められるときは、 <u>特別褒賞金</u> を授与するものとする。	第3条 知事は、職員が職務上で生命又は身体の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより死亡し、障害の状態となり、疾病にかかり、又は負傷した場合において、特に功労があると認められるときは、 <u>特別ほう賞金</u> を授与するものとする。
(特別褒賞金の種類及び金額)	(特別ほう賞金の種類及び金額)
第4条 前条の <u>特別褒賞金</u> は、 <u>殉職者特別褒賞金</u> 、 <u>障害者特別褒賞金</u> 及び <u>傷病者特別褒賞金</u> の3種とし、 <u>殉職者特別褒賞金</u> は職員が死亡した場合、 <u>障害者特別褒賞金</u> 又は <u>傷病者特別褒賞金</u> は職員が障害の状態となり、又は疾病にかかり、若しくは負傷した場合にそれぞれ授与するものとする。 2 <u>特別褒賞金</u> の金額は、次の各号に定める額の範囲内において職員の受けた災害の程度及び功労の程度に応じて規則で定める。 (1) <u>殉職者特別褒賞金</u> 3,000万円以内 (2) <u>障害者特別褒賞金</u> 2,060万円以内 (3) <u>傷病者特別褒賞金</u> 90万円以内 3 前項第1号及び第2号に掲げる <u>特別褒賞金</u> を授与すべきこととなる者（第2号については、規則で定める重度の障害者に限る。）のうち、高度の危険性が予測される状態においてその職務を遂行し、	第4条 前条の <u>特別ほう賞金</u> は、 <u>殉職者特別ほう賞金</u> 、 <u>障害者特別ほう賞金</u> 及び <u>傷病者特別ほう賞金</u> の3種とし、 <u>殉職者特別ほう賞金</u> は職員が死亡した場合、 <u>障害者特別ほう賞金</u> 又は <u>傷病者特別ほう賞金</u> は職員が障害の状態となり、又は疾病にかかり、若しくは負傷した場合にそれぞれ授与するものとする。 2 <u>特別ほう賞金</u> の金額は、次の各号に定める額の範囲内において職員の受けた災害の程度及び功労の程度に応じて規則で定める。 (1) <u>殉職者特別ほう賞金</u> 2,520万円以内 (2) <u>障害者特別ほう賞金</u> 1,870万円以内 (3) <u>傷病者特別ほう賞金</u> 90万円以内 3 前項第1号及び第2号に掲げる <u>特別ほう賞金</u> を授与すべきこととなる者（第2号については、規則で定める重度の障害者に限る。）のうち、高度の危険性が予測される状態においてその職務を遂行し、

かつ、抜群の功労があり一般の模範と認められるものについては、同項の規定により授与すべき額にその100分の100以内の額を加算した額を授与することができる。

(特別褒賞金の調整)

第5条 知事は、障害者特別褒賞金又は傷病者特別褒賞金の授与を受けた職員が、その原因となつた傷病の再発又は増進により、新たに前条の規定を適用した場合に既に授与した特別褒賞金の額を超える額の特別褒賞金を授与すべきものに該当したときは、規則の定めるところにより当該超える額の特別褒賞金を授与することができる。

(特別褒賞金の授与対象)

第6条 前2条の殉職者特別褒賞金は死亡した職員の遺族に、障害者特別褒賞金及び傷病者特別褒賞金は職員に授与する。

2 (略)

附 則

1・2 (略)

(経過措置)

3 昭和46年9月30日からこの条例の公布の日までの間においてこの条例の規定による特別褒賞金に相当する金額(以下この項において「従前の特別褒賞金」という。)の授与を受けた者について、新たにこの条例の規定により授与すべき特別褒賞金があるときは、当該特別褒賞金の額が従前の特別褒賞金の額を超える額を授与することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

し、かつ、抜群の功労があり一般の模範と認められるものについては、同項の規定により授与すべき額にその100分の100以内の額を加算した額を授与することができる。

(特別ほう賞金の調整)

第5条 知事は、障害者特別ほう賞金又は傷病者特別ほう賞金の授与を受けた職員が、その原因となつた傷病の再発又は増進により、新たに前条の規定を適用した場合に既に授与した特別ほう賞金の額をこえる額の特別ほう賞金を授与すべきものに該当したときは、規則の定めるところにより当該こえる額の特別ほう賞金を授与することができる。

(特別ほう賞金の授与対象)

第6条 前2条の殉職者特別ほう賞金は死亡した職員の遺族に、障害者特別ほう賞金及び傷病者特別ほう賞金は職員に授与する。

2 (略)

附 則

1・2 (略)

(経過措置)

3 昭和46年9月30日からこの条例の公布の日までの間においてこの条例の規定による特別ほう賞金に相当する金額(以下この項において「従前の特別ほう賞金」という。)の授与を受けた者について、新たにこの条例の規定により授与すべき特別ほう賞金があるときは、当該特別ほう賞金の額が従前の特別ほう賞金の額をこえる額を授与することができる。